

# 社会保険 いばらき

## 3

人事異動の季節です。届出は正しく速やかに！

2017 March  
NO.464

- 協会けんぽ茨城支部の平成29年度の保険料率について
- 保険証の回収にご協力をお願いします
- 茨城県年金受給者協会からのお知らせ



「春の偕楽園」(撮影・水戸市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

# 人事異動の季節です

## 届出は正しく速やかに

### 従業員を採用したとき

#### ◎資格取得届

##### ●被保険者になる方

適用事業所で常用的使用関係にある方は、国籍や本人の意思などに関係なく被保険者となります（70歳以上の方は健康保険のみの被保険者となり、75歳からは適用事業所に使用されていても、後期高齢者医療の被保険者となりますので、資格を喪失します）。

##### ●資格取得年月日

適用事業所に使用されるようになった場合は、被保険者資格を取得します。試用期間や見習期間を定めている場合であっても、使用されるようになった日が資格取得年月日となります。

##### ●提出期限

資格取得日から5日以内

##### ●パートタイマーの取扱い

平成28年10月1日から、パートタイマーなどの短時間労働者については、1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上であれば被保険者となります。

なお、勤務時間や勤務日数が常時雇用者の4分の3未満であっても、次の5項目すべてに該当する方は被保険者となります。

- ①常時501人以上の事業所に勤務していること。
- ②週の所定労働時間が20時間以上あること。
- ③雇用期間が1年以上見込まれること。
- ④賃金の月額が88,000円以上であること。
- ⑤学生でないこと。

##### ●基礎年金番号

過去に公的年金に加入していた方については、基礎年金番号通知書または基礎年金番号記載の年金手帳の提出を求め、基礎年金番号を確認したうえで届書に記入してください。

年金手帳の紛失等により基礎年金番号が確認できない場合は、ご本人確認のうえ資格取得届と併せて職歴等を記載した「年金手帳再交付申請書」を提出して下さい。

##### ●報酬月額

支払見込み額を記入します。見込み額は、基本給に通勤手当、家族手当などの定期的に支給される諸手当や残業手当等の非固定的な手当を加えて算出します。

残業手当等は、同じ業務に従事している方を参考に見込み額を算出してください。

##### ●被保険者住所欄

新規に基礎年金番号を付番する際は、住民票上の住所をご記入いただいておりますが、

- ①基礎年金番号をお持ちでない、または確認できない
- ②住民票上の住所以外に郵便物の届く住所がある（現住所が住民票上の住所と異なる）

の両方に該当する場合は、被保険者住所欄に郵便物の届く住所を記入し、備考欄に住民票上の住所を記入してください。

#### ◎被扶養者（異動）届

##### ●被扶養者になる方

被保険者によって生計を維持されている方については、被扶養者になることができます。その場合は、資格取得届に被扶養者（異動）届を添付して提出してください。

なお、被保険者が65歳未満で、20歳以上60歳未満の被扶養配偶者がいる場合は、国民年金第3号被保険者届（「被扶養者（異動）届」の3枚目）を併せて提出して下さい。

被扶養者になれる方の範囲は、三親等以内の親族で【図1】のとおりです。

##### ●生計維持の基準

被扶養者の認定条件の一つである「主として被保険者の収入によって生活している」状態とは、【図2】の基準によります（生計を維持されている方が60歳以上または障害者の場合は「130万円」を「180万円」に読み替えます）。

#### ◎ローマ字氏名届

外国籍の方の年金記録を適正に管理するため、外国籍の方の厚生年金保険資格取得届、厚生年金保険被保険者氏名変更届、国民年金第3号被保険者関係届を提出する際には、ローマ字氏名届も併せて提出してください。

##### ●留意事項

- ・届書には、在留カード、住民票の写し等に記載のある氏名を記入して下さい。

- ・届出後も、日本年金機構からお送りする各種通知書や全国健康保険協会が発行する保険証はカナ氏名で表示されます。

## ◎70歳以上被用者該当届

厚生年金の被保険者にはならない70歳以上の方であっても、その方の賃金と老齢厚生年金の金額に応じて、受給されている老齢厚生年金が在職支給停止の対象となります。そのため、70歳以上の方を採用した場合は、70歳以上被用者該当届を併せて提出してください。

## 従業員が転勤・退職したとき

### ◎資格喪失届

#### ●資格喪失年月日

転勤等の場合は異動した日、退職の場合は、退職日の翌日が資格喪失年月日になります。

#### ●提出期限

資格喪失日から5日以内

#### ●健康保険被保険者証の返納

資格喪失届に退職者及び被扶養者全員の保険証を添付してください。(高齢受給者証や特定疾病療養受療証・限度額適用認定証の交付を受けている場合には併せて添付してください)。

紛失等により返納できない場合は、回収不能届・減失届とともに提出をお願いします。

## 被扶養者が就職したとき

### ◎被扶養者(異動)届

被扶養者が就職し健康保険の被保険者となった場合は、就職日をもって被扶養者から除くことになるため、被扶養者(異動)届に該当者の保険証を添付し提出してください。

また、短時間の労働などで健康保険の被保険者にならない場合であっても、収入が【図2】の×に当てはまる状態になった場合にも被扶養者から除くことになるため、同様に提出してください。

## 退職後、引き続いて再雇用したとき

### ◎60歳未満の方

被保険者が雇用契約期間の満了等により退職した後、1日の空白もなく同じ事業所に再雇用された場合、実際の雇用関係は継続しており被保険者の資格も継続するため、資格喪失届等の提出は不要です。

なお、再雇用の際に報酬の変動があった場合は、月額変更届または算定基礎届で標準報酬月額を改定します。

### ◎60歳以上の方

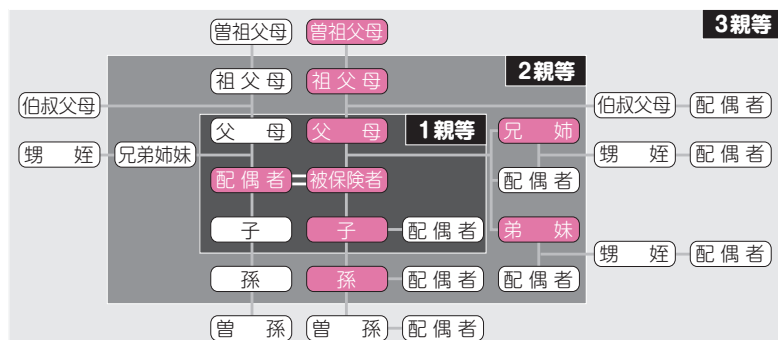
60歳以上の方が退職後に1日の空白もなく継続して同じ事業所に再雇用された場合は、雇用関係がいったん中断したものと「資格喪失届」と「資格取得届」を提出していただき、再雇用された月分から再雇用後の報酬に応じた標準報酬月額に変更します。

#### ●留意事項

下記の①と②の両方、または③を添付し、「資格喪失届」と「資格取得届」を同時に提出してください(その方に被扶養者がいる場合は「被扶養者(異動)届」も提出してください)。

- ①就業規則、退職辞令の写し(退職日が確認できるものに限る)
- ②雇用契約書の写し(継続して再雇用されたことがわかるものに限る)
- ③「退職日」及び「再雇用された日」に関する事業主の証明書(事業主印が押印されているものに限る)

図1 被扶養者になることができる続柄



■の人は生計維持の関係が条件です

□の人は生計維持の関係と同一世帯が条件です

図2

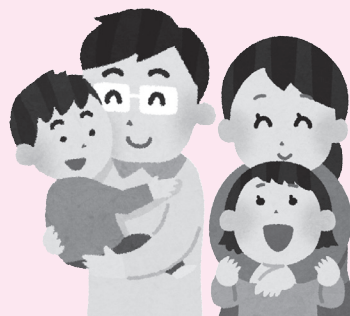
| 130万円 対象者の年収状況 認定 |                           |
|-------------------|---------------------------|
| 年金や失業等給付も対象となります。 | 同居の場合                     |
|                   | 対象者の年収 130万円未満 1/2未満 → ○  |
|                   | 被保険者の年収 130万円以上 1/2未満 → × |
|                   | 対象者の年収 130万円以上 1/2未満 → ×  |
| 別居の場合             | 対象者の年収 130万円未満 仕送額未満 → ○  |
|                   | 被保険者の年収 130万円未満 仕送額以上 → × |
|                   | 対象者の年収 130万円以上 仕送額未満 → ×  |
|                   | 被保険者の年収 130万円以上 仕送額未満 → × |

◆詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください◆

## 協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

### 平成29年3月分（4月納付分）～の 協会けんぽ茨城支部の保険料率についてお知らせします。

皆さまのご理解をお願い申し上げます。  
従業員の皆さまにもご回覧いただくなど、  
お知らせにご協力をお願いいたします。



#### 平成29年3月分（4月納付分）からの保険料率は 次のとおり改定されます。

|                                                  |        |                                                  |
|--------------------------------------------------|--------|--------------------------------------------------|
| 給与・賞与の<br><b>9.92%</b><br>平成29年2月分<br>(3月納付分) まで | 健康保険料率 | 給与・賞与の<br><b>9.89%</b><br>平成29年3月分<br>(4月納付分) から |
|                                                  | ➡      |                                                  |
| 給与・賞与の<br><b>1.58%</b><br>平成29年2月分<br>(3月納付分) まで | 介護保険料率 | 給与・賞与の<br><b>1.65%</b><br>平成29年3月分<br>(4月納付分) から |
|                                                  | ➡      |                                                  |

なお、平成29年度の都道府県ごとの健康保険料率は、支部別に「引上げ」「据え置き」「引下げ」に分かれます。

#### 特定保険料率・ 基本保険料率とは

健康保険料率（9.89％）のうち、6.16％分は加入者の皆さまの医療費等に  
充てられる基本保険料率となり、3.73％分は後期高齢者医療制度への支援金  
等に充てられる特定保険料率となります。

※ 40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の  
介護保険料率が加わります。

※ 変更後の健康保険料率と介護保険料率は、3月分（4月納付分）から適用されます。

保険料率に関する詳細や保険料額表については、協会けんぽホームページよりご確認ください。

お問い合わせ先

029-303-1580（企画総務グループ）

退職等で資格喪失される方の

# 保険証の回収にご協力をお願いします

資格喪失後の保険証の使用防止にご協力ください



## 保険証の使用に関する注意事項

### 保険証は退職日までしか使用できません

会社を退職された場合、**保険証が使用できるのは退職日まで**です。退職日の翌日からは使用できませんので、従業員の方が退職される際には、必ず保険証を回収いただきますようお願いいたします。

- (例) 3月20日 退職 → 翌日3月21日以降は**使用不可**  
 (例) 4月1日 扶養解除 → 4月1日以降は**使用不可**

### 保険証の即時回収が誤った使用を防ぎます

退職後や扶養解除により加入資格がなくなったあとに保険証を使用してしまった場合、無資格受診となり、**医療費を返還していただくことになります**。

無資格受診による保険証の不正使用防止のため、**保険証の即時回収徹底**をお願いいたします。

### 資格喪失届には保険証を必ず添付してください

事業主さまが資格喪失届を日本年金機構（年金事務所または事務センター）に提出する際、退職等により**資格喪失となる被保険者の方から回収した保険証を添付（同時提出）することが義務付けられています**。（健康保険法施行規則 第五十一条）

## 保険証 Q & A



資格喪失届の提出直後に、退職した従業員から保険証の返却がありました。会社で破棄してもいいのでしょうか？



**いいえ。**資格喪失届に保険証の添付がない場合には、**直ちにご本人さま宛てに返却依頼の文書を送付**しています。やむを得ず資格喪失届提出後に保険証の回収となった場合には、直ちに日本年金機構（年金事務所または事務センター）へご返却ください。



退職する従業員から「次の保険証が届くまで、保険証の返却を待ってほしい」と言われました。次の保険証ができるまでは、退職前の保険証が使えるのでしょうか？



**いいえ。**次の保険証が手元になくても、**保険証が使用できるのは退職日まで**です。資格喪失届に保険証を添付することが事業主さまに義務付けられていますので、退職時には必ず回収してください。



お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部  
協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57  
☎029-303-1582（業務グループ）



## 茨城県年金受給者協会連合会 からのお知らせ

私たちは、各種年金(厚生、国民、共済)受給者及び年金受給予定者による約1万3千人の会員で構成し、運営しております。会員相互の親睦と福祉の向上を図るため、受給者協会では「年金に関する情報提供、スポーツ大会、広報紙発行、旅行、健康福祉講座」などを実施しております。

その他、各種会員割引サービスの充実を図り、皆さまの加入をお待ちしております。

☆ご入会等のお問い合わせやお申し込みは、下記の地区協会にご連絡ください。

|                                                                            |                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| <b>水戸地区年金受給者協会</b><br><small>〒310-0021 水戸市南町3-4-57 ☎029-224-2116</small>   | 水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、常陸太田市、那珂市、笠間市、鉾田市、鹿嶋市、神栖市、潮来市、行方市、小美玉市、大子町、茨城町、大洗町、城里町、東海村  |
| <b>県北地区年金受給者協会</b><br><small>〒317-0073 日立市幸町2-9-1 ☎0294-24-3305</small>    | 日立市、高萩市、北茨城市及びその近隣市町村                                                        |
| <b>県南地区年金受給者協会</b><br><small>〒300-0842 土浦市西根南1-10-23 ☎029-843-1689</small> | 土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、つくばみらい市、守谷市、かすみがうら市、稲敷市、小美玉市(旧玉里村)、阿見町、河内町、利根町、美浦村 |
| <b>県西地区年金受給者協会</b><br><small>〒300-4503 筑西市宮後2158-9 ☎0296-52-6033</small>   | 筑西市、古河市、結城市、下妻市、常総市、坂東市、桜川市、八千代町、境町、五霞町                                      |

(一社) 全国年金受給者  
団 体 連 合 会 **茨城県年金受給者協会連合会**  
 〒310-0021 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル3階 ☎029-300-4165

## 職場の健康づくりを応援します

一般財団法人 茨城県社会保険協会では、職場で働く皆さまの健康管理と健康の保持・増進のお手伝いとして、次の事業を行っております。「健康で明るい人づくり・職場づくり」のために事業所内での職場研修や新入社員研修に是非ご利用ください。

### 体力づくり 講習会

健康運動指導士を派遣し、健康体操等の講話や実技指導を行います。

### 健康づくり 講習会

管理栄養士等を派遣し、ご希望に応じたテーマで講習会を行います。

#### テーマ

- 病気の予防
- 生活習慣病等

### 費用は 無料

(一財) 茨城県社会保険協会が負担します。

#### 申込方法

事業所で、日時、会場の設定と講演等の内容を定めて(一財)茨城県社会保険協会へ申し込みください。なお、講師の都合等がありますので、1ヵ月くらいの余裕をもってお申し込みください。申込用紙は、茨城県社会保険協会ホームページ事業案内(健康づくり)に掲載しております。

#### お問い合わせ お申し込み

一般財団法人 **茨城県社会保険協会** 〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階  
**TEL/029-226-8005 FAX/029-231-2522**